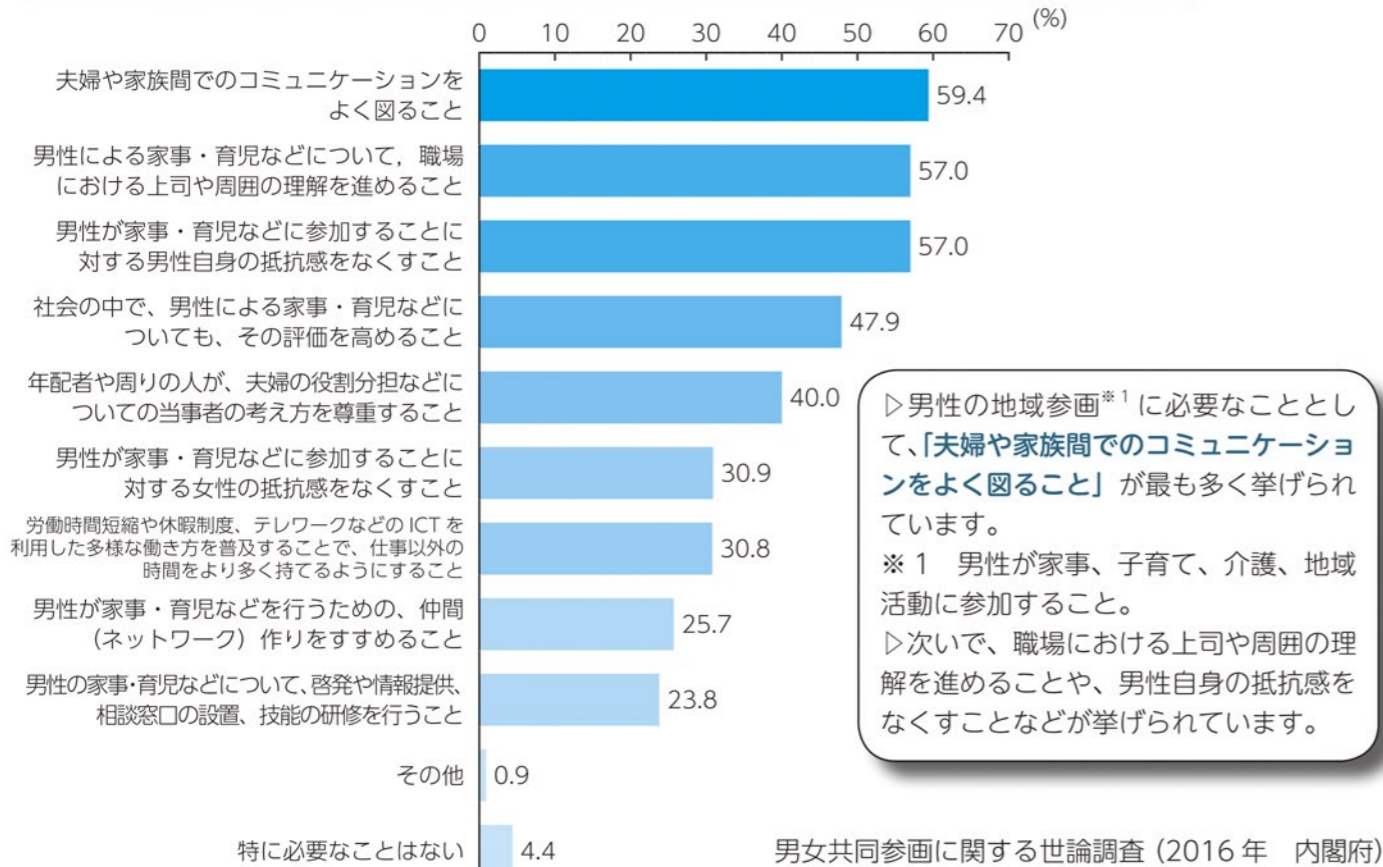


男性にとっての男女共同参画 ～生きがいのある社会をめざして～

「男女共同参画」は、男性にとって生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です。男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められています。今回は、男性の立場・視点から見た一部調査結果を紹介します。



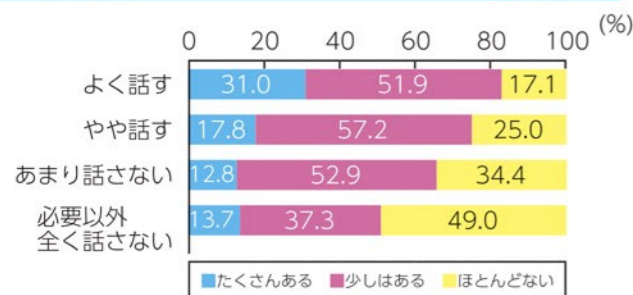
男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



▷男性の地域参画^{*1}に必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も多く挙げられています。
※1 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加すること。
▷次いで、職場における上司や周囲の理解を進めることや、男性自身の抵抗感をなくすことなどが挙げられています。

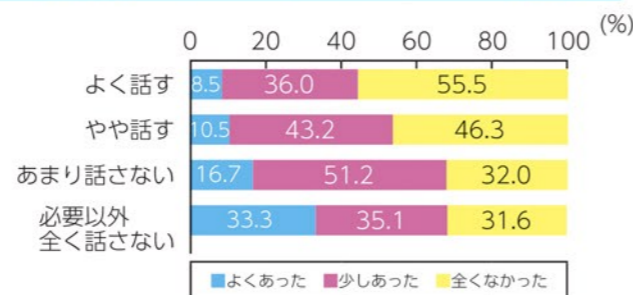
男女共同参画に関する世論調査 (2016年 内閣府)

「定年後や老後の楽しみや計画の有無」と夫婦間コミュニケーションとの関連



▷(妻と)よく話す男性は、「定年後や老後の楽しみや計画がある」と回答する人が多い傾向が見られます。

「何もやる気がしないと感じたこと」と夫婦間コミュニケーションとの関連



▷(妻と)必要以外全く話さない男性は、「何もやる気がないと感じたこと」が「よくあった」と回答する人が多い傾向が見られます。

男性にとっての男女共同参画に関する意識調査 (2012年 内閣府)

平成30年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン

対象者 昭和29年4月1日以前生まれで未接種の人
希望する場合は事前に保健センター (☎ 64-1901) で手続きが必要です。

健康とみおか 21 通信 No.80

問い合わせ 保健センター (☎ 64-1901)

～たばこについて考えてみよう～ ④乳幼児のいる家庭は特にご注意ください

吸わない人にも悪影響

たばこの煙は吸う人はもちろん、周囲の人、特に体の小さな乳幼児には、大人にも増して悪影響があります。たばこを吸い終えた人の吐息の中、吸う人や周囲の人の髪や衣服、部屋の床や壁、カーテンなどにも有害物質が確認されています。それらを吸い込むこと(三次喫煙)でも、たばこの害は広がってしまいます。

受動喫煙や三次喫煙により、さまざまな病気になる危険性が高まってしまいます。子どもたちをたばこの害から守るためには、周囲の人が禁煙することが一番です。

たばこによる子どもへの悪影響

- ▷咳、痰などの呼吸器の症状が増加・悪化
- ▷肺の発達が遅れる(十分な酸素が得られないため)
- ▷乳幼児突然死症候群・急性呼吸器感染症^{*1}になる危険性が高まる
- ▷中耳炎などの耳の病気になる危険性が高まる
- ▷喘息発作が重くなり、回数も増える危険性がある

乳幼児は誤飲にも注意しましょう

「ハイハイ」や「伝い歩き」をするようになると、手に触れた物を何でも口に入れるようになります。生後6カ月～2歳未満の乳幼児事故のほとんどが誤飲です。中でも、「たばこ」の誤飲が最も多くなっています。子どもの誤飲事故は、周りにいる大人が注意することで防げます。

◎たばこの誤飲を予防するポイント

- ▷たばこや灰皿を子どもの手の届く場所には置かない。
- ▷ジュースやビールの空き容器を灰皿の代わりに使わない。



参考：厚生労働省 生活習慣病予防の健康情報サイト e-ヘルスネット
※1 急性呼吸器感染症とは、さまざまな細菌やウイルスによって引き起こされる呼吸器症状を現す疾患の総称

未婚のひとり親家庭へ 寡婦(夫)控除のみなし適用

児童手当が対象になります

児童手当施行令の一部改正に伴い、平成30年6月分以降の児童手当から、子育て中のひとり親家庭の支援拡充の一環として、所得税および地方税法上の寡婦と寡夫控除が受けられない婚姻歴のない未婚のひとり親家庭に、寡婦または寡夫控除があったとみなして適用することになりました。

対象者 次の要件を全て満たす人
▷婚姻をしたことがなく、申請時も婚姻(事実婚を含む)していない母または父
▷子どもを扶養する未婚の母または父(税法上、所得を計算する対象となる12月31日および申請日において扶養していること)
※特別寡婦(夫)の適用は、合計所得金額500万円以下の人

◎みなし適用に当たって

みなし適用を行う場合は、申請が必要になります。
▷所得税、市民税の税額を見直すものではありません。
▷みなし適用を行っても、算定される受給額が変わらない場合があります。

本市で行っているみなし適用について

平成29年4月1日から、保育園・認定こども園などの利用者負担額のほか全15事業について、負担金などの差異を解消できるよう支援しています。

問い合わせ こども課 (☎内線 1165)

